表　面

後期高齢者医療保険料徴収方法の変更について

後期高齢者医療保険料のお支払い方法は、年金引きの対象となったときは、「年金引き」か「口座振替」をお選びいただけます。

（納付書払いへの変更はできません。根拠：指宿市後期高齢者医療保険料徴収方法変更取扱要綱 第１条）

●【年金引きを選択する場合】

手続きの必要はありませんが、年金引きが開始されるまで（概ね６か月～１年）の間は、納付書で納めていただくことになります。

●【年金引きではなく口座振替を選択する場合】

口座振替依頼書の提出（各金融機関窓口へ）と徴収方法変更申出書の提出（市窓口へ）の手続きが必要になります。下記の**【口座振替を選択する手順】**により手続きをお願いします。

ただし、保険料の納付状況によっては、口座振替が認められない場合があります。

不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

税務課保険税係　℡ ０９９３－２２－２１１１(内線２２４・２２５)

【口座振替を選択する手順】

①　金融機関で口座振替の手続きを行う。

（すでに後期高齢者医療保険料が口座振替になっている方は、裏面の申出書の提出だけで結構です）

●手続きに必要なもの

・口座振替依頼書（申込用紙は市役所・各金融機関に備えてあります。）

・振替を行う預金口座の通帳とお届け印

② 税務課窓口で年金引き中止の手続きを行う。

（指宿･山川･開聞の各庁舎でお受けします。）

●手続きに必要なもの

・①の手続きで行った**口座振替依頼書の本人控えの写し**

・**徴収方法変更申出書**（裏面の申出書に署名の上，ご提出ください。）

・後期高齢者医療被保険者証又は保険料額決定(変更)通知書

※　口座振替の手続き後、年金引きを中止するのに、３～４か月かかります。

※　口座振替を選択した場合、確定申告や住民税申告において保険料は支払いをされた方の社会保険料控除として利用することができます。（裏面参照）

口座振替の手続きができる金融機関等

・いぶすき農業協同組合	・㈱鹿児島銀行	・㈱南日本銀行
・鹿児島信用金庫	・鹿児島相互信用金庫	・九州信用漁業協同組合連合会
・九州労働金庫	・ゆうちょ銀行	

ご注意いただきたいこと

裏　面

① 口座振替の手続き後、年金引きを中止するのに、３～４か月かかります。
（例：6月・7月手続 → 10月特徴中止、8月・9月手続 → 12月特徴中止）

② 国民健康保険税を口座振替によりお支払いになられていた方も、後期高齢者医療制度へ加入された場合は、再度口座振替の手続きが必要となります。

③ 口座振替を選択した場合、確定申告や住民税申告において保険料は支払いをされた方の社会保険料控除として利用することができます。
扶養されている方等の保険料を扶養等している方が口座振替により支払った場合、扶養等している方の社会保険料控除に含めて計上できます。これにより、扶養等している方の所得税や市県民税の課税額が少なくなることがあります。

④ 年金引き・口座振替される保険料額について
- 年金引きは、年金よりあらかじめ保険料を年金保険者(年金機構等)が差し引き、直接本市へ納入いたします。１年間(４月～翌年３月)の保険料が、４月・６月・８月・10月・12月・翌年２月の６回に分けて差し引かれることになります。
なお、１年間の保険料が７月に確定するため、４月・６月・８月は、前年度の総所得より仮算定した保険料になります。10月・12月・翌年２月は、確定した保険料と４月・６月・８月の仮算定分との差額になります。
- 口座振替は、７月に１年間の保険料を確定したものを、７月～翌年２月(毎月)までの８回で指定された口座より振り替えを行います。（７月に一括振替もできます。）
振替口座は、本人名義以外の口座でもお手続きできます。

（きりとり）

様式第１号（第２条関係）

後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出書

年　　月　　日

指宿市長　様

住　所
申請者

後期高齢者医療保険料の徴収方法について、次のとおり申し出ます。

被保険者	氏 名		被保険者証番号	
	住 所			
	電話番号			

1　特別徴収から普通徴収（口座振替）による徴収方法への変更を申し出ます。
なお、口座振替変更後に納付が滞った場合は、特別徴収による納付に変更することに同意します。

2　普通徴収（口座振替）から特別徴収による徴収方法への変更を申し出ます。

【市使用欄】

※　１については、手続き済みの指宿市口座振替依頼書の写しを添付すること。